

5章 文化財の保存及び活用に関する事項

1 名古屋市全体に関する事項

(1) 文化財の保存及び活用の現状と今後の方針

名古屋市には、国、愛知県、名古屋市の指定文化財が総数 360 件（平成 25 年 6 月 21 日現在）存在している。その内訳は、国指定 133 件、県指定 107 件、市指定 120 件である。指定文化財の他に、登録文化財が 74 件ある。これらの文化財は、文化財保護法、愛知県文化財保護条例、名古屋市文化財保護条例及びそれらの関連法令・規則などに基づき、法令の趣旨を損なうことの無いよう、文化財の価値の維持に努め、保護の措置を講じている。

一方、本市には、名古屋の辿ってきた歴史的、地理的、文化的な諸条件の下で今まで伝えられてきた未指定の様々な文化財が存在する。こうした地域に根ざした身近な文化財に対しては、平成 23 年、「語りたくなるまち名古屋」の実現をめざして、「名古屋市歴史まちづくり戦略」を定め、身近な歴史的建造物の「登録」「認定」制度、保存活用に向けた技術的支援及び、事業を推進する人材育成に着手し、未指定の建造物や歴史的景観を残す風景をも含め、地域と一体となったまちづくりを進めることにより、未指定の身近な文化財を保存していくこうとするあらたな制度を確立したところである。

また、名古屋市の東北、守山区志段味の地に残る志段味古墳群の保存に努め、開発事業との調和を図りながら、「歴史の里」構想を取りまとめてきた。

こうした現状を踏まえ、今後は今般作成する「歴史的風致維持向上計画」とともに、名古屋の歴史と文化財を今に活かし、名古屋らしい風情・伝統など、人々の生活ともども未来に向けて保存活用する施策を積極的に推進することとしている。

なかでも、「歴史の里」構想実現のため、整備の要となる古墳の整備を進める方針である。また、従来から行ってきた文化財の調査及び指定、個々の有形文化財の修理費用や無形文化財などの後継者育成に対する補助制度の充実に引き続き努める。

市内には、重点区域の外にも国指定の文化財が点在している。これらの文化財の保存及び管理については、文化財保存管理計画に基づいて行われるべきであり、引き続き文化財保存管理計画の策定に向けた課題の整理に努めていく。

また、東海道沿いに歴史的な町並みを残す有松地区については、地元からの

要望の強い、伝統的建造物群保存地区の決定等に向け、地域とのコミュニケーションを密にするよう努めていく。

（2）文化財の修理に関する方針

文化財を未来永劫にわたって保存管理して行くことは、我々に与えられた使命であり、適切な保存のために、最も有効な手立てを講じなければならない。そのための手段の一つが、保存修理である。修理においては、文化財保護法や県・市の文化財保護条例に基づいて適切な手続きを取るとともに、歴史的な資料、調査に基づいて真正性を担保して行う必要がある。文化財のもつ本質的価値を損なうことなく修理するためには、伝統的な技法、技術、材料を用いることは言うまでもないが、必要に応じて最新の技術・材料を取り入れていくことも肝要である。文化財保護を主管とする文化庁の指導・助言を得ることは無論のことであるが、修復方法を科学的に調査研究する東京国立文化財研究所、奈良国立文化財研究所、大学などの研究機関や研究者、実際に文化財の修復に携わる法人・個人の指導を受けて指定物件、未指定物件に拘わらず文化財修理を実施して行く方針である。

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には、旧石器時代から現代までの尾張地方の歴史・文化を常設展示するとともに、地域史を様々な角度から捉えた企画展示を開催する名古屋市博物館や尾張徳川家伝来の書物を収蔵展示する名古屋市蓬左文庫、この地で活躍した豊臣秀吉・加藤清正の事蹟を紹介する名古屋市秀吉清正記念館、名古屋城との時代の文化を展示する名古屋城天守閣展示室、市内一円の発掘調査と弥生時代の見晴台遺跡を紹介する見晴台考古資料館などの公共博物館や、徳川美術館をはじめとする私立の博物館が数多く存在する。

これらの博物館施設が、名古屋と尾張の歴史・文化を理解する有効な手段となっていることは確かであるが、各館とも入場者の減少や、施設の手狭さ（特に収蔵部門）の解消という難問に向き合っている。

これまで、各館が連携した統一テーマによる展覧会の開催、共通入場券の発行、施設間を結ぶルートバスの設定などの施策を推進し、一定の効果はあげているけれども、なお一層の努力が求められる。ことに、名古屋の歴史的風致を語る拠点的施設である、名古屋市博物館は、増大する資料の収蔵庫不足、展示室の面積不足、など施設の根本にかかわる問題に直面しており、施設の増改修計画を早急に立案する必要がある。

また、特別史跡名古屋城跡では、指定建造物の計画的補修、史実に基づいた本丸御殿の新築復原、二の丸庭園の修復、天守閣の耐震化、展示施設の充実などの計画が、具体的に実施されつつあり、2030年までには、一定の整備を終えるものもある。しかし、石垣の補修積み直しなど、なお一層保存活用に向けての中長期的な計画を立案しなければならない事業も多々あるので、本計画とともに、整備を促進して行くものとする。

（4）文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の保護、特に建造物や史跡など、土地に密着する文化財は、個々の物件を単体で保存すればよいというものではなく、周辺環境とともに活かされ、保存されるべきである。そのためには、都市計画法や景観法、緑地保全のための諸法規などとの連携が不可欠である。

特に、周辺環境と一体として保全を図らなければならない地区は、昭和59年より町並み保存地区として指定（教育委員会の要綱による）してきた、有松、四間道、白壁・主税・樋木、中小田井の4町並み保存地区である。地区内の保存対象物件とした建造物や工作物などについては個々の改修・修理に対して助言と補助金の交付を、周辺環境については、新築建造物の意匠や色彩計画に対するアドバイスを与え、これも補助事業の対象としている。4地区については、引き続きこの制度を有効に活用して行くが、さらに未指定の歴史的建造物については、平成23年度に策定した「名古屋市歴史まちづくり戦略」に基づき、身近な歴史的建造物の「登録」「認定」制度を活用して周辺環境との調和と保全を図って行きたい。

（5）文化財の防災に関する方針

指定文化財については、自動火災報知機、消火器具などの消防設備の設置及び定期点検の指導、財政的支援を行い、火災などによる被害を最小限にできるよう努める。また、地震への対策については、その第一歩として耐震診断の受診を促していく。文化財の保存管理状況の把握については、文化財パトロール員による巡回を行い、不備な点の改善を指導する。文化財の防犯については、文化財パトロール員による巡回に加え、住民の日常的な防犯の取り組みの中で協力を呼び掛けていく。

非常時における防災設備の適切な使用や、消防機関への迅速な通報、見学者や職員の避難誘導ができるよう、定期的に消防局と連携した文化財防火訓練をこれまでにも増して充実していく。

（6）文化財の保存及び活用の普及、啓発に関する方針

文化財の保存と活用は、相容れない所もあるが、文化財の価値を正しく理解し、何故後世に伝えなければいけないのかを周知するための最善の方法は、公開活用事業である。しかし脆弱な文化財を長期間にわたって公開することは、保存という面からすれば、非常な危険を伴う行為である。美術工芸品などのように、移動可能な文化財の公開は、リスク回避のために、適正な設備と専門的職員が配備された博物館施設において、展示日数の制限を考えた上で、その活用を考えればよいが、土地と密着した建造物や移動が不可能な文化財はこうはいかず、公開日を設定したり、入場制限を加えて現地で公開することが原則となる。

従来から名古屋市では、博物館施設を活用した展覧会の開催や、建造物の現地説明会を実施するとともに、講演会、シンポジウム、リーフレット・図書などの刊行・配布をとおして、啓発事業を推進してきたところであるが、今後も文化財の所有者や博物館施設との連携を密にして、その充実を図っていく。

さらに名古屋市では、文化財に対して理解と興味を持つ地域住民を「文化財パトロール員」として委嘱している。市内文化財の保存管理状況を定期的に巡視し、その報告を受け、文化財所有者との意思疎通を図っており、その効果は期待以上のものがあり、本制度のさらなる充実に努めたい。

また、市内の 295 カ所に文化財の案内標札を設置しているほか、史跡散策路を 80 コース（延距離 382.2km、紹介史跡数 846 カ所）定め、コース案内看板や誘導標識を建立し、文化財の啓発と、普及に努めている。多大な経費を要する看板類の維持補修については、改修計画を立案し、計画的な建て替えを行っていく。

（7）埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

土地に埋もれた埋蔵文化財は、様々な開発行為によって破壊される危険を常に背負っている。本市には、こうした埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が 930 カ所も確認されており、その周知のため、区毎に遺跡分布図を作成し、開発関係機関に配布するとともに、民間の宅地開発業者などには有償で販売している。また、名古屋市のウェブサイトでは、遺跡地図の検索閲覧と、各種届け出書類のダウンロードが可能となっている。

市内で行われる開発行為については、住宅都市局建築審査課との連携がすでに確立しており、建築確認申請の届出前に教育委員会で事前チェックとその取

扱いに対して、開発行為者と協議できる体制となっている。今後も遺跡分布図の改訂や、遺跡範囲の確定などをとおして、遺跡の保護保存に遺漏の無いよう努めていく。

(8) 文化財の保存・活用に係る教育委員会の体制

本市の文化財保護事務は、生涯学習部文化財保護室が担当し、その保存・活用などに当たっている。同室の構成は、室長、係長、主査、主事3、専門職員4（建築2、考古担当学芸員2）と、スタッフとして文化財専門員1、文化財調査員2を配置している。同室の直属施設として見晴台考古資料館が設置され同館の運営と市内一円の発掘調査にあたっている（館長1、係長1、主事1、考古担当学芸員9）。なお、町並み保存事業は、副市長以下代決規定第15条の4の2に基づき、住宅都市局都市計画部歴史まちづくり推進室が教育委員会の事務を補助執行している。さらに、教育委員会の諮問機関として、文化財調査委員会が設置され、文化財の保存活用、指定文化財の答申などが審議される。委員は16名で構成されており、各専門分野は、考古埋蔵分野、建造物まちなみ分野、美術工芸分野、無形・民俗文化財分野、文書典籍分野各3名、天然記念物分野1名である。

また、文化財の保存・活用・普及・調査研究に専らあたる名古屋市博物館（館長、副館長、総務課長、係長、主査、主事7、技師2、学芸課長、係長、主査2、学芸員15、技師1）、名古屋市蓬左文庫（文庫長、学芸員、司書、主事各1）、名古屋市秀吉清正記念館（主査・主事・学芸員各1）を置き、文化財の保存・活用にあたっている。

(9) 住民・NPO法人等各種団体の状況及び体制整備の方針

市内に多く残る山車の保存団体として、名古屋市山車協議会（21団体で構成）と、名古屋まつりに参加する山車9輌の保存会で構成される名古屋曳^{ひきずな}絆会がある。これらの団体は、山車の保存修理・山車まつりに関する情報交換を行うとともに、市と連絡を取りながら文化財の保存・管理や名古屋まつりへの山車の曳行等を行っている。

また東区に所在する河水車を始めとする5輌の山車については、平成25年5月に、特定非営利活動法人東区山車まつり振興会が設立された。

市内に4カ所ある町並み保存地区では、地域住民の理解と協力により町並みの保存が図られており、町並み保存を推進する市民団体やガイドボランティア等による活動が行われている。市ではこれらの市民団体と連携を図りながら、

町並み保存に対する理解と協力を呼び掛けるとともに、地域の歴史の普及・啓発を進めている。

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存及び活用の現状と具体的な計画

名古屋城周辺地区は、旧名古屋城下町の範囲を中心として設定している。この区域には特別史跡名古屋城跡と城内の重要文化財をはじめ、多くの文化財が集積している。名古屋城については、「特別史跡名古屋城跡全体整備計画」が策定されているものの、未だ保存管理計画が策定されていないことから、すみやかな策定に努める。名古屋城以外の文化財については、重点区域内に位置する白壁・主税・樟木町並み保存地区、四間道町並み保存地区の建造物や、区域内に残る市指定文化財の山車などの保存及び活用を引き続き支援していく。

熱田地区は、熱田神宮を中心に歴史的風致が形成されており、文化財についても熱田神宮内で保存されているものが多い。市としては、熱田神宮の境外に残されている指定文化財について、引き続き保存・活用を図るとともに、これらと熱田神宮内の文化財とが一体となって、熱田の歴史的風致の維持向上につながるよう連携を図っていく。

志段味地区は、近年の古墳の発掘調査によって、尾張氏のルーツの地であることが明らかになってきたことから、今後、名古屋市の文化財行政において特に重要な地域として、重点的に施策を展開していく。区域内の主要な古墳については、史跡指定を検討し、保存を担保するとともに、平成20年度に策定した「歴史の里」基本構想に基づいて、速やかに基本計画の策定を進め、事業の本格実施に向けて取り組んでいく。

この他、市内に残る身近な歴史的建造物については、登録・認定地域建造物資産として位置付けるとともに、専門家の無料派遣を行い、保存・活用を図る。

(2) 文化財の修理に関する具体的な計画

名古屋城では、「特別史跡名古屋城跡全体整備計画」や、「二之丸庭園保存管理計画」に基づき、文化財の修理を引き続き行っていく。

特別史跡の一部を構成する石垣は、石垣の膨らみ（孕み）が危険な状態に達した石垣や自然災害により崩壊した石垣等の修復工事を継続的に実施している。石の積み直しにあたっては、忠実に復旧できるよう、個々の石に番号を付け、

記録を取りながら行うなど慎重に進めていく。

名古屋城の築城と同時期に建造された重要文化財の西南隅櫓については、床の不同沈下による外壁の剥落や屋根瓦落下の危険性が生じたため、半解体修理を進めている。修理にあたっては、モルタル壁を土壁漆喰塗に変更するなど、伝統的な工法を用い創建時の姿に戻していく。樹木の繁茂、石組の崩壊など危険な状態に瀕している名勝二之丸庭園については、日常管理の他、危険木の除伐や不要木の撤去を進めるとともに、「二之丸庭園保存管理計画」に基づき、旧景に近づくよう整備を開始する。

重要文化財の名古屋城旧本丸御殿障壁画は、絵具の剥落、虫害、下地の傷みなど損傷を生じているものについて、順次修復を行っており、今後も継続して、保存・継承を図っていく。

- 名古屋城西南隅櫓の半解体修理（平成 19 年度～平成 26 年度）
- 名古屋城二之丸庭園の整備（平成 25 年度～）
- 名古屋城石垣の整備（昭和 50 年度～）
- 指定文化財（建造物・史跡等）の保存修理事業（昭和 47 年度～）
- 名古屋城本丸御殿障壁画保存修理（昭和 61 年度～）

この他、名古屋城周辺地区、熱田地区における指定・登録文化財の修理については、所有者及び管理者の要請に基づき、適切な修理が行われるよう技術的・経済的な支援を行っていく。

- 名古屋市役所本庁舎及び愛知県庁本庁舎の歴史的価値の維持向上（平成 26 年度～平成 35 年度）
- 栄地区まちづくりプロジェクトの推進（名古屋テレビ塔）（平成 22 年度～）

志段味地区の古墳については、「歴史の里」の整備にあたり基本計画を策定し、必要に応じて古墳自体の整備を行う。特に、拠点地区のひとつである大久手池周辺の古墳は、大半が削平を受けるなど、残存状態は必ずしも良好とは言えないとため、古墳の完全又は一部復元といった積極的な整備を図る。

- 「歴史の里」整備事業（古墳等の整備）（平成 26 年度～平成 29 年度）

重点区域を含む市内全域において、地域建造物資産として登録・認定された歴史的建造物については、専門家の無料派遣を行い、建造物の修理等に関する相談に対応していく。

- なごや歴まちびとの派遣（平成 23 年度～）

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

名古屋城周辺地区における施設としては、名古屋城とその時代の文化を展示する名古屋城天守閣展示室、尾張徳川家伝来の書物を収蔵展示する名古屋市蓬左文庫、市政資料館として活用している旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎（重要文化財）、近代建築を公開し案内施設として活用した文化のみち樟木館（市指定有形文化財）、文化のみち二葉館（一部登録有形文化財）などがある。これらの施設は今後も名古屋の歴史・文化を広く発信する拠点として、活用していく。また、区域内にある徳川美術館（徳川黎明会）との連携も引き続き図っていく。

名古屋城本丸御殿は、昭和初期に残された実測図などを元に史実に忠実な復元が進められており平成 25 年度には玄関・表書院などが公開された。今後、復元事業が完了する平成 30 年度に向けて工事を進めるとともに、近世武家文化と匠の技を現代に伝える施設として活用していく。

また、名古屋城では、重要文化財の名古屋城旧本丸御殿障壁画などを収蔵展示する施設が不足しており、貴重な文化財を多くの人々に身近に感じてもらえるよう整備を進めていく。

- 名古屋城本丸御殿の復元（平成 20 年度～平成 29 年度）
- 名古屋城重要文化財等展示収蔵施設の整備（平成 25 年度～平成 30 年度）
- 重要文化財「旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎」の保存・公開と市政資料館としての活用（平成元年度～）
- 文化のみち二葉館（名古屋市旧川上貞奴邸）の管理運営（平成 16 年度～）
- 文化のみち樟木館の管理運営（平成 21 年度～）
- 蓬左文庫の保存と公開活用（平成 16 年度～）
- 郷土ゆかりの文学資料室（平成 17 年度～）

熱田地区では、点在する文化財を結ぶ案内板等を引き続き整備していくとともに、公的な施設としては、熱田区役所内の展示スペース等を活用して、地元に残された史料を展示していく。また、国宝の短刀や多くの重要文化財を所蔵・展示する熱田神宮宝物館とも連携を図っていく。

- 熱田区役所における歴史資料展示（平成 22 年度～）

志段味地区では、「歴史の里」の整備のなかで、学習施設となる説明板、広場や散策路、休憩施設などを整備するとともに、東谷山の尾根上にある古墳についても説明板や道標などを整備し、既存の散策路を活かして見学ルートを設定する。

- 「歴史の里」整備事業（全体ネットワーク化事業）（平成 26 年度～平成 29 年度）

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

名古屋城周辺地区には、白壁・主税・樟木町並み保存地区、四間道町並み保存地区がある。これらは、江戸時代の武家屋敷や商人地などに由来し、今もその面影を残す貴重な地域である。良好な町並みを構成する歴史的建造物、緑、社などは今後も名古屋市町並み保存要綱に基づき、それぞれの地域的特徴に応じた適切な保存・修理・修景を求めていく。

また、名古屋城周辺地区には、城下町の祭りを今に伝える山車が多く残り、地域の祭りや名古屋まつり等に曳き出されている。建中寺などの歴史的な建造物の周辺等では、山車と歴史的建造物が醸し出す趣ある雰囲気の維持向上を図るため、景観を阻害する電柱・電線類の撤去などの方策を検討していく。

- 本町城下町歴史案内板等整備事業（平成 26 年度～平成 30 年度）
- 歴史的町並み保存事業（白壁・主税・樟木地区）（昭和 60 年度～）
- 歴史的町並み保存事業（四間道地区）（昭和 61 年度～）
- 建中寺前無電柱化事業（平成 26 年度～平成 29 年度）
- 徳川園の管理運営（平成 16 年度～）
- 堀川の総合整備（昭和 61 年度～）
- 中川運河の再生（平成 24 年度～）
- 栄地区まちづくりプロジェクトの推進（久屋大通公園）（平成 26 年度～）

熱田地区の文化財は、熱田台地や熱田の湊など自然の地形や景観とともに存在している。点在する文化財とその立地などを結び付け分かりやすく示すことで、来訪者が熱田の歴史への理解を深めながら文化財を巡ることができるよう取り組んでいく。

- 尾張名所図会看板の整備（平成 24 年度～）

志段味地区については、古墳の周辺で行われている区画整理事業と連携し、東谷山や庄内川の河岸段丘の景観を含めて良好な環境の形成を図っていく。

- 「歴史の里」整備事業（全体ネットワーク化事業）（再掲）

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域内の指定文化財については、市全体の方針と同様に、自動火災報知機、消防器具などの消防設備の設置及び定期点検の指導、財政的支援を行い、火災などによる被害を最小限にできるよう努める。

また、公共が所有する文化財で耐震改修などを要する建造物については、利

用状況などを考慮のうえ、優先順位を付けて改修を行っていく。名古屋城天守閣は、昭和 34 年（1959）の再建以来、50 年以上が経過しており、耐震性を考慮した改修のあり方を検討していく。さらに民間所有の建造物についても、耐震診断を受けるよう指導していく。

また、志段味地区においては、古墳が自然環境と密接な関係にあることから、来訪者が安全に見学できるような転落防止柵、安全管理施設の整備を行う。

3 つの重点区域はそれぞれ、都心部、住宅地、丘陵地といった特徴があり、文化財の防犯においても地域住民等の協力を求めながら、地域の特性に応じた取り組みをすすめる必要がある。

（6）文化財の保存及び活用の普及、啓発に関する具体的な計画

名古屋城では、本丸御殿の公開や、名古屋城を中心に交流・賑わいを創出する事業と連携して、名古屋城の文化財的な価値をより一層多くの来訪者に知つていただけるように努める。また、市では、名古屋城から徳川園にかけての歴史的建造物が多く集積する地域を「文化のみち」として整備しており、文化のみち檜木館や文化のみち二葉館などの歴史的建造物で、この地域の歴史にちなんだ展示・催しなどを行っている。今後も、名古屋の歴史・文化を発信する拠点として、案内施設などの充実を図っていく。

- 世界の金シャチ横丁（仮称）構想の推進（平成 24 年度～）
- 文化のみちの推進（平成 11 年度～）
- 名古屋城本丸御殿障壁画復元模写（平成 4 年度～）
- 「ものづくり文化の道」推進事業（平成 13 年度～）
- 中区の成り立ち・歴史・文化をいまに伝える事業（平成 25 年度～）
- 名古屋まつり（昭和 30 年度～）

熱田地区は、門前町、宿場町、湊町など様々な性格をもつまちとして発展してきたが、その名残を今に伝える文化財は、点在していたり、普段は非公開であるなどして、知られていないものも多い。熱田の重層的な歴史を理解し、より身近に感じてもらえるよう、文化財所有者・市民団体・行政などが連携して、文化財の案内・公開等を進めていく必要がある。

- 尾張名所図会看板の整備（再掲）
- 水上交通ネットワークの検討（平成 23 年度～）
- 熱田区役所における歴史資料展示（再掲）

「歴史の里」として整備を行う志段味地区は、古くから都市の拠点であった

名古屋城周辺地区や熱田地区と比較して、未だ市民の認知度は充分ではない。今後は、豊かな自然と貴重な古墳群という都心にはない魅力を活かし、多くの人々が訪れる地域となるよう積極的な広報活動を展開する必要がある。学習施設として現地に整備する説明板なども、親しみの持ちやすい内容・デザインを採用していく。

- 「歴史の里」整備事業（全体ネットワーク化事業）（再掲）
- 「歴史の里」整備事業（公開活用事業）（平成 26 年度～平成 30 年度）

この他、重点区域を含む市内全域において文化財や伝統文化の保存・継承及び普及・啓発に取り組んでいく。

- 史跡名勝標札、史跡散策路案内板等設置事業（昭和 39 年度～）
- 歴史的建造物の登録・認定（平成 23 年度～）
- なごや歴まちびとの派遣（再掲）
- 山車祭り等の伝統行事の継承事業や山車などの保存修理事業、及びわくわく文化財普及事業など文化財公開活用事業（昭和 47 年度～）
- 伝統産業若手育成事業助成（平成 5 年度～）
- 伝統産業新商品開発事業助成（平成 5 年度～）
- 伝統産業製品 PR 事業助成（平成 14 年度～）
- 名古屋市民芸術祭（平成 2 年度～）
- なごや子どものための巡回劇場（昭和 55 年度～）
- 名古屋市芸術文化団体活動助成（昭和 48 年度～）

（7）埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

重点区域内の埋蔵文化財については、市全体の方針と同様に、開発業者による必要な届け出と事前協議を徹底する。

名古屋城では、城郭の復元・整備などにあわせて順次発掘調査を行っている。今後も名古屋城の歴史的価値を発掘調査によっても明らかにするべく必要に応じて調査を続けていく。

熱田地区には、断夫山古墳や白鳥古墳、高蔵古墳群などの古墳が良好に残存している。また、熱田台地上には大規模な埋蔵文化財包蔵地が広がっており、今後も開発との調整を適切に行っていく。

志段味地区では、「歴史の里」の整備に向けた古墳の発掘調査を必要に応じて実施する。志段味古墳群は、尾張氏ルーツの地として、名古屋の古代史を明らかにするうえで重要な古墳群であり、適切な管理を継続していく。

(8) 住民・NPO 法人等各種団体の状況及び体制整備の具体的な計画

各地区とも地域の歴史を案内するガイドボランティア団体や郷土史の学習グループなどが活動しており、行政とも協働しながら、地域の魅力向上に汗を流している。今後、これらの市民団体との連携を図りながら、文化財の保存や地域の歴史を活かしたまちづくりを進める必要がある。

●まちづくり協議会等による地域まちづくりへの支援（平成 24 年度～）

また、地域住民によって支えられている伝統行事のなかには、志段味地区で行われている提灯祭りのように、伝統を維持しながらまちの発展のなかで住民どうしの交流の場としての役割が増大している祭りもある。このような伝統行事のうち、文化財としての価値が認められるものについては、より適切な保護策を講じ、新しく町の住民に加わる人々も含めた祭りの担い手によって今後も継承されていくよう支援を図っていく。

| 団体名 | 主な活動 |
|--------------------|-------------------|
| 神皇車保存会（東区筒井） | 市指定有形民俗文化財の山車の保存 |
| 内屋敷唐子会（中村区名駅南） | 〃 |
| 湯取車保存会（東区筒井） | 〃 |
| 下花車二福神車保存会（中村区名駅） | 〃 |
| 紅葉狩車保存会（中村区名駅） | 〃 |
| 西之切奉賛会（東区新出来） | 〃 |
| 中之切奉賛会（東区出来町） | 〃 |
| 若宮八幡社（中区栄） | 〃 |
| 古出来町お祭囃子保存会（東区古出来） | 市指定無形民俗文化財の祭囃子の保存 |
| 名古屋城観光ガイドボランティア | ガイド活動 |
| 徳川園ガイドボランティア | 〃 |
| 徳川美術館ボランティアの会 | 〃 |
| 東区文化のみちガイドボランティアの会 | 〃 |
| 白鳥庭園ガイドボランティア | 〃 |
| 熱田神宮ボランティア観光ガイドの会 | 〃 |
| 堀川文化を伝える会 | 〃 |
| “ものづくり文化の道”マイスターの会 | 〃 |
| 歴史の里マイスターの会 | 〃 |
| ええとこ守山案内人 | 〃 |

* ガイドボランティア団体は名古屋観光コンベンションビューロー登録団体

重点区域内の主な市民団体